

# プランクストツェレのメルクマールとその評価

篠藤 明徳

Die Merkmale der Planungszellen und ihre Bewertung

Akinori SHINOTO

## はじめに

今日日本でも、「市民参加」「住民参加」<sup>1)</sup>の重要性が、ますます言われている。地域計画における住民参加の義務付け、高まる情報公開への要求、住民投票の増加などは、こうした時代潮流の一端であろう。また、先の国会での「地方分権一括法案」の成立は、こうした流れをますます進めるものと思われる。

ドイツでも90年に入り、各州で市民投票制度が制定されるようになった。<sup>2)</sup>これは、60年代末以降、「住民参加」の拡大の流れを更に加速化し、決定的にしたものといえる。つまり、地方自治体レベルにおいて市民投票での決定が議会決定と同様の法的拘束力を持つに至り、市民が文字どおり「主権者」として個別事項での決定権を持つようになったからである。従って、首長、議会、また、行政はこれまで以上に住民の声を聞かなければならないし、事前の情報公開、広報活動などに力を入れなければならなくなった。

このように、「住民の声を聞く」ということは、時代のトレンドになったわけではあるが、では、どのようにして住民の声を聞くことができるのだろうか。実はこれが難しい問いなのである。選挙自体、住民の声を直接反映させるシステムではなかったのか。公聴会、審議会、住

民集会等など、これまでも幾多の制度が考えられてきている。これ以上の制度は、屋上屋を重ねるものとして単に時間、コストの無駄ではないのかという考えもある。

ドイツでは、住民投票制度制定の過程における議論でも上記のような懸念が表明されてきたが、今日この制度は概ね社会に根付いてきたようである。ただ、この制度が、賛否のみを決定するために、「住民の声」を多くの計画にいかに関与させるかという点で、今、様々な「住民参加」の方法が試みられている。万能な方法というものはないので、あたかも商品が市場での選択に任されるように、いろいろな市民参加の方法が試みられている。本稿で取り上げるプランクストツェレもそのひとつである。

プランクストツェレとは、ドイツ語で直訳すると「計画細胞」という意になるが、プランクストツェレは、今日ドイツ国内ばかりでなく、広く海外でも実施されている。また、イギ

<sup>1)</sup> ドイツの市町村法では、「市民」とは当該地域に居住するドイツ人並びにEU加盟諸国民を意味し、「住民」とは当該地域に居住する人々を意味すると明示されているが、EU加盟諸国外の外国人を含めての「住民参加」についても、一般に「市民参加」のことばが使用されている。本稿でも「住民参加」「市民参加」の厳密な区別は行っていない。

<sup>2)</sup> この点に関しては、筆者も調査に協力した「ドイツ地方自治事情」：山内健生著、「地方自治」第73巻第6号から第74巻第7号に詳しい。

リスやアメリカでは、「市民陪審員」の名で展開されている。本稿の第1節では、まずこの実施例を概観したい。

ブラーヌクスツェレについて書かれた文献は多くあるが、その骨格は、77年に初版が出版された原典である「Die Planungszelle Eine Alternative zur Establishment-Demokratie: Peter C. Dienel, 1997.6」に既にすべて書かれている。本稿は、この原典<sup>3)</sup>に即して、そのメルクマールについて論及することを主眼としているが、それを取り上げたものが第2節である。最後に、ブラーヌクスツェレにおいて、問題とされてきた諸点について論じたい。

考案者であるディーネル教授によれば、今日急速に技術革命が進み、社会は急速な変化を遂げているが、社会の枠組みを決め、維持発展させるべき政治システムは、前世紀にできた骨格を維持しているという。そこで、こうした「既存のデモクラシーに対する代案」が必要とされるが、これが原典のサブタイトルとなっている。つまり、ブラーヌクスツェレは、市民参加の一方法を意図したものではなく、政治システム全体のイノベーションを視野に入れたものである。本稿では、紙幅の関係で、そこまで論じることはできないが、最初に、その点を付言しておきたい。

## 1 ブラーヌクスツェレの実施例

最初のブラーヌクスツェレが実施されたのは、1972・73年の冬。はや30年が過ぎようとしている。ドイツでブラーヌクスツェレがマスコミで大きく取り上げられ、ある程度の「市民権」を得てきたのは1995年、ドイツの代表的週刊誌「デア シュピーゲル」に取り上げられて以来だろう。<sup>4)</sup>ディーネルの言を借りるならば、20年は全く無視されたということになる。しかし今日、ブラーヌクスツェレは多くの分野で実施され、また、新しい市民参加の方法として注目を集めている。本節では、原典である第4版巻末の現状報告<sup>5)</sup>からその実施状況を概観する。分野別に例示すると、

- (1) 都市計画：  
チュービンゲン州アボルダ、ノルトハイゼン、マイニンゲン、ゲフェルスベルク、ケルンなど
- (2) 住宅計画：  
レンゲニツヒ、ゾーリンゲン貯蓄建設協同組合、ゾーリンゲン市、ハーゲンなど
- (3) 交通・エネルギー：  
イユストラ・ハノーバー交通公社、バーデン・ヴェルテンベルク・テクノロジー・アセスメント・アカデミー「気候に適したエネルギー」、ドイツ連邦科学技術省「未来エネルギー政策」など
- (4) 環境政策：  
バーデン・ヴェルテンベルク・テクノロジー・アセスメント・アカデミー「北シュバルツヴァルト廃棄物処理場立地問題に対する提言」、ベルリン商品テスト協会など
- (5) 社会政策・余暇：  
ゾーリンゲン・ペーレンロッホ公園、「自治体平等課の任務と権限」連邦政治教育センター・レヴァクゼン市など
- (6) 情報・メディア政策：  
「未来のためのウィーン、市民大学2005」ウィーン、「ISDN」ドイツ連邦郵政省、「新情報技術の社会的影響の規制についての提言」ドイツ連邦科学技術省など
- (7) テクノロジー・アセスメント：  
バーデン・ヴェルテンベルク・テクノロジー・アセスメント・アカデミー「バイオテクノロジー・遺伝子技術—将来のチャンス？」など

また、ブラーヌクスツェレは、ドイツ国外でも実施されている。アメリカ、イギリスでは、

<sup>3)</sup> 本稿で原典という特は、「Die Planungszelle Eine Alternative zur Establishment-Demokratie: Peter C. Dienel, 1997.6」をさす。

<sup>4)</sup> 参考文献5参照

<sup>5)</sup> 原典P280～282参照

「市民陪審員 (Citizen Jury)」の名で数多く実施されている。しかし、この場合、プランクストツェレは、1ユニットのみの実施で、本稿で後述するプランクストツェレの「同時実施」というメルクマールから考えると、プランクストツェレのバリエーションの一つというべきかもしれない。イギリスでの例を挙げると、「公民館の改革」サウス・サマセット、「ゴミ経営」ハートフォード州、「麻薬の使用」ロンドン・レウィスハム区、「医療の優先性とその供給」ケンブリッジとハンチンドンなど多くある。1ユニットでの実施という簡易さもあり、イギリスでは急速に増加している。また、アメリカでは、ジェファーソン・センターで、この何年間実施されている。この場合も、1ユニットのみの実施である。

スペイン、バスク地方における高速道路建設に関して行われたプランクストツェレは、地域紛争解決モデルとして高い評価を受けた。<sup>16</sup>こうした期待は高く、南アフリカでの人種問題和解<sup>17</sup>のためやイスラエルのアコにおける観光開発計画などに適用したいという要望が寄せられている。

## 2 プランクストツェレのメルクマールとその評価

プランクストツェレとは何か。原典の74ページに次のように定義されている。

「プランクストツェレは、無作為抽出で選ばれ、限られた期間有償で、日々の労働の義務から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民のグループである」

この定義によるプランクストツェレのメルクマールとして、ディーネルは以下の11を挙げている。<sup>18</sup>本節では、原典に則しながら、このメルクマールを紹介し、いくつかの点について簡単にコメントしたい。ただし、プランクストツェレで問題とされる諸点については、後節において論ずる。

### (1) グループ決定

一般に市民・住民参加の仕方として、個人としての参加と集団としての参加があるが、プランクストツェレは後者である。グループとして決定するためには、参加者相互、直接のやり取りが必要のため、参加人数は当然ながら限られてくる。この方法の長所は、まず、グループ内のコミュニケーションにより、個人の意見がフィードバックされ、自分の意見を見直すことが可能になることである。つまり、集団には学習能力があるといえる。こうした小さなグループでの議論の有効性は、前世紀の市民階級によるサロンや近隣者でのコミュニケーションの例でもわかる。

また、集団での参加では、参加した個々人に影響を与え、「個人の社会化」に貢献する点も見逃してはならない。個人としての参加、例えば、国民投票などでは個人としてのある事項についての賛否のみが問われ、問題解決にならない場合も多い。

コメント：このグループ決定がプランクストツェレの最大の特徴といってよい。今日の高度化し、複雑化した社会に蔓延する「官僚化」の病症に対し、いかに「公共性」を復権させるかという点で、小さなグループ内でのディスカスによる合意形成を目指した点に、プランクストツェレの思想的意義があるといえよう。<sup>19</sup>

### (2) 受諾可能な地位の提供

参加者に対し、「共同立案者」「共同監察官」

<sup>16</sup> 参考文献6参照

<sup>17</sup> マンデラ前大統領と長年の同志であるDr. Ruth Kadalie は1996年6月7日、ヴパタル大学での講演「南アフリカでプランクストツェレの実施を」において、同国での和解政策にプランクストツェレが必要であると述べている。

<sup>18</sup> 原典P74～108参照

<sup>19</sup> 周知のように、ユルゲン・ハーバーマスは、「論議する公衆」としての市民のディスカスに近代市民社会の「公共性」成立を見たが、大衆民主主義の中で「構造転換した公共性」が、いかに復権しうのか、政治思想上重要な点である。こうした観点からプランクストツェレの意義付けは、後日に論ずる予定である。

という社会的に評価される地位が与えられる。通常社会生活をする上で、社会的地位というものは大きな意味を持っている。今日の社会において、「立案者」「コンサルタント」「監察官」という立場は、評価が高い。又、こうした“地位”、“役割”を得ることによって、参加者がよりすばやく“学習”するようになるということは、我々が実社会でよく知ることである。参加者の実際上の社会的地位は千差万別であるが、こうした新しい、共通した“役割”を得ることで、平準化、中立化することができる。コメント：民主主義の根本思想では、主権者である「市民」は、社会的立場、思想・信条の相違に関わらず平等とされ、それゆえに、誰しものが投票において1票を行使する。がしかし、現実の政策立案過程において、個々人の平等性が「神話」であると皆知っている。プランクスツェレでは、頑固にこの民主主義の原則を蘇らせようとしている点が興味深い。

### (3) 自由な参加者

プランクスツェレでは、具体的課題を検討するため必要な情報を与えられ、それに基づき決定するという任務を参加者は遂行しなければならない。そこで参加者は、この期間継続的な参加が余儀なくされる。それぞれの仕事から、ある期間、完全に自由になることが要求されることになる。つまり、プランクスツェレは全く通常の労働形態としてある。仕事から自由になるために、様々な困難があるが、徴兵においてもこうした措置が講じられるとすれば、将来的には「計画義務」として、市民参加の任務に就くということで、一定期間、通常職務から自由になることがあってもよいとディーネルは考える。

また、通常生活から切り離され、職務から自由になることで、参加者に「休暇効果」というものも期待される。日常生活の頸木から解き放たれ、開放的に、自由に物事に接することができる。

コメント：通常の社会的労働から自由になりうるためには、ある社会的前提が必要になる。ド

イツでは、有給休暇制度が労働者の権利として社会的に完全に確立し、しかも、完全消化が基本的に義務づけられている。また、教育のための有給休暇なども整備されている。<sup>10</sup> 日本でのプランクスツェレの実施を考える場合、この点が最大の難しさになるかもしれない。

### (4) 有償の参加

もし、社会において重要な課題の解決に対する大切な任務として、プランクスツェレを考えるとすれば、通常社会で計画立案者が当然のことながら有償（それも比較的高い収入を得る）であるように、参加する市民の仕事も有償でなければならない。“有償”であるということで、参加者はその任務の真剣さを理解する。コメント：意味のある仕事の対価として報酬を払うという社会では当たり前前のルールが、“ボランティア”という美名の下、「市民参加」という世界には意外と無視されることが多い。こうした当たり前さを直視する力がディーネルにはある。

### (5) 期間限定の参加

プランクスツェレの参加は、期間的に限定されている。その期間は、当初12週間が考えられていたが、3週間で十分である。<sup>11</sup> 問題解決のための情報を得るという意味では、情報の提示の仕方を工夫すれば、期間を限定することは問題ないことが分かっている。又、一般市民の参加を前提にするプランクスツェレでは、期間を限定しなければ、そもそも成立し得ない。

期間を限ってある役目を果たすことで普通と異なった見方が可能になる。又、期間限定であるがゆえに、より多くの人間が参加でき、全く見知らぬ者同士が小さなグループ内で仕事をしても、緊張感を持ってその課題解決のみに専心

<sup>10</sup> ハノーバー市のイェストラにおけるプランクスツェレでは、同州において認められている教育のための有給休暇を利用した市民もいた。文献6参照

<sup>11</sup> 原典の第4版の序言では、期間は4日間でもよいとされている。

することができる、などの有利さがある。

### (6) 参加者の無作為抽出

既成の政治システムに関わる人々は、一言でいうと、同質的である。議員にしても、役人にしても、労働組合をはじめ各利益団体の専従員にしても。また、住民運動でアクティブな人々も、ある社会問題に直接関わりあう中産階級の当該者や反政府的若者が多い。

しかし、今日必要なものは、全体の利益、公共の福利を実現するための、異質なものの集合である社会全体の代表者である。こうした代表者は、無作為抽出による選出以外にない。

コメント：今日、政策立案や政治決定の過程において力を振るう職業政治家、官僚、利益団体の専従者やマスメディアで活躍する人々が、ごく限られたパワーエリートであることは自明である。こうした民主主義におけるエリート主義も統治論の立場においては重要な考察の対象ではあるが、全体の代表制という民主主義の正統論からすれば、やはり、危ういものとなる。

また、例えば、産業廃棄物処理施設の立地に関して「住民反対運動」は、それ自体肯ける点が多くあったとしても、では、どこに立地すべきかとなると困ることが多い。異議申立てから社会全体の解決策作りにはいかに転換できるのかという点で、この無作為抽出の参加者による問題解決の提案は、原始的ではあるが、正当性があるように思われる。

### (7) 素人参加者

無作為抽出で選ばれる参加者は当然のことながら、その課題のプロではない「素人」である。ここで言う「素人」とは、まず、そのことに関する専門情報が欠如していること、次に、グループでの政策立案作業の手順その他が分からないということをも具体的には意味する。そのため、この素人立案者がその任務を遂行するために、まず、専門的情報を与えること、次に、作業プロセスをコーディネートする専門的進行役の助力が不可欠になる。

コメント：ディーネルが強調するように、「素

人」といっても何も知らないという意味ではない。それぞれその分野では「プロ」なのである。専業主婦であったとしても、外国人であったとしても、年金生活の高齢者であったとしても、その「分野」において、他の人には分からない「人生の知恵」を持っている。その有用性はこれまでの実施例でも数多く証明されている。

### (8) 専門的アシスト

原典においては、2人の進行役と2人の企画者の必要性が言及されている。進行役の役目は、

1. 無作為抽出後、選ばれた市民と接触し、参加できるように準備すること
  2. 仕事内容の紹介
  3. 当該計画の所管部署と協議し情報材料を調えること
  4. 作業プロセスのオーガナイズ
  5. プラヌクスツェレの開始時に、社会での役割から参加者としての役割に転換できるように助けること
  6. グループの中でアクティブでない人を援助すること
- などである。

次に企画者の役割は、

1. 立案における問題点を事前に検討し、情報を与えるためのデータをそろえること
2. 課題の当該機関との連携を保障すること
3. 当該課題に対する専門知識を提供する
4. 問題の外部との関係を理解し、関連管轄官庁その他との連携を図る

などである。

コメント：一般市民の偶然の集合であるプラヌクスツェレに、こうした専門的進行役が必要なことは当然である。ただ、こうした進行役の中立性がどのように保障されるのかが問題になるが、これは次節で論ずる。

### (9) 事前にテーマを決定

プラヌクスツェレが取り扱う課題は、事前に決定され、参加者に与えられる。もちろん、テーマを決めるためのプラヌクスツェレを

新たな形で組織することもできるであろうが、プランニングスツェレは基本的に予め選考された具体的課題について検討する市民参加の方法である。

### (10) 実施対象が自由

問題に関心を持つ者の参加を前提にしていないうプランニングスツェレであるから、実施対象は自由に設定できる。こうした特性は、市民参加の次のような新しい可能性を示す。

1. 都市計画における当該地域住民の参加、企業経営における労組の参加、住民運動などこれまでの「参加」要請は、当該者・関係者を前提にしていたが、このプランニングスツェレは、非当該者の参加という新しい次元を拓くことになる。
2. 非当該者であるなら、地域性を無視することも可能になる。
3. 異なった政治・行政レベルでも同じ原理で実施可能である。

コメント：この「非当該者」の参加メソッドということが、プランニングスツェレの画期的のひとつであろう。60年代からいわゆる参加民主主義の主張が、社会的マイノリティの権利擁護という社会的寄与にもかかわらず、一方、社会的亀裂を生む、特定集団のエゴなどと非難を受けた理由も実はこの「当該性」に起因するといってもよい。当該性からはどうしても社会全体の福利・公共性は出難い。この壁を打ち破る可能性がプランニングスツェレにはある。

### (11) 同時実施が可能

これらの特性により、プランニングスツェレは同時に、同じ課題に対して複数実施することができる。それも原則的無限にである。このことで、次のような効果がある。

1. プランニングスツェレにおける内部での利害干渉の中立化
2. 外からの非合法的干渉の除去
3. 特定の決定に対し、正統性を高める機会を多くできる
4. 市民参加の可能性を拡大できる

コメント：プランニングスツェレは非当該性とそのシンプルさの故に、同時に多く実施できる。そのため、当該官庁などがコントロールしようとしても不可能であろう。いわゆる行政の隠れみのとの批判も多い審議会や公聴会などでの「市民の声」を聴くような姿勢では到底民意を酌み得ない。

## 3 問題点

本節ではプランニングスツェレについて問題とされる点を取り上げ、考察したい。問題点として指摘されてきたことの第一は、操作の可能性であろう。次に、専門性の欠如、有償のため経費が高むことなどである。<sup>12</sup> また、別な観点から吟味されるべきことに、参加者の代表性とテーマの非選択性がある。そのため、本節では、この5点について論及したい。

### (1) 参加者の代表性

まずは、無作為抽出による参加者が、「市民」全体を代表しているのかという点である。この点に関して、厳密に言うとは、2つの危惧を区別すべきである。つまり、第1は、参加者が少なければ当然のことながら、参加者の偏りが「偶然」生まれる場合がありえること。次に、無作為抽出された人々の中で、参加する意志を持つ者、あるいは、参加が可能なる者ということで、実質的ある種の「選別」が行われるのではないかという点である。

まず第1の点については、対象規模での適性最低数や層別抽出法の導入の検討など、より精緻な方法へと発展・進化させるべきであろう。次の点に関しては、やはりある程度の社会的土壌が考慮されるだろうし、又、受け入れ可能な社会的条件の創出も課題となっていくと思われる。

<sup>12</sup> 97年10月9、10日、ドイツ・ウパタール市で開催された国際会議「民主主義の反省—プランニングスツェレ25周年記念」での分科会でも、これら3点が検討された。

## (2) 有償

有償の是非についていえば、理想的には有償であるべきだと多くの人が答えるのかもしれない。しかし、それに起因するコスト高については、「市民の声を聞く」ことにどのくらいの比重を置くかという立場によって、まず、その評価は異なるだろう。住民投票制度の制定についてもドイツでは、批判する側からこの「コスト高」が挙げられてきたが、今日、住民投票制度は一応定着したように見える。つまり、多少の経費がかかったとしても、「住民の意志」を尊重することの意義が社会的に合意された訳である。であれば、現在有償でも多くの計画で実施されてきているプラーヌクスツェレは、「有償」であるがゆえに、非現実的であるとはいえないだろう。今日の広域化された専門社会では、社会の合意形成はますます難しくなっているので、そのためのコストを支払うべきである。<sup>13</sup>

## (3) テーマの非選択性

ここで言うテーマの非選択性とは、メルクマールの9で取り上げた「事前にテーマを決定する」ということである。市民自らが、検討すべき課題を自身決定できないとしたら、結局既成権力の補完機構に過ぎないのではないのか、という疑問が残る。原典では、プラーヌクスツェレのテーマ選択、決定の仕方について、団体、組合、議会などとともに、一般市民、市民団体、住民運動等からの提起も挙げている。そこで、プラーヌクスツェレの適応にふさわしいテーマであるかどうか専門機関が協議し、最終的に議会決定されるという。しかし、これだけでは、住民投票制度において、発議権が議会のみにあることになり、議会の都合の悪いことは取り上げられないということにもなりかねない。

それゆえ、市民投票制度同様ある一定人数の市民の署名により実施が義務づけられる制度が保障されなければならないであろう。

その意味で、今日ドイツで進展している市民投票制度、州レベルの国民投票制度は意義あるものと言える。

## (4) 操作可能性

さて、最大の批判点は、前もってプログラムが決定され、与えられる情報が基本的に決められ、かつ、進行において専門家のアシストを受けるため、ある特定の意図のもと、操作が可能になるのではないかということである。これに対してディーネルは、恣意的操作が起り得る可能性をまず次の4点に集約する。

1. プラーヌクスツェレで取り扱う問題の決定において
2. 情報の準備過程において
3. 実施者の代理人がプラーヌクスツェレの進行中に立ち会う際に
4. 結果報告の際に

その上で、プラーヌクスツェレにおける操作の可能性について、ディーネルは次のように反論する。

まず1について、問題選考において決定過程などについて情報公開の原則が確立されなければならないし、市民の直接参加も検討される。

2について、

- ①異なった所轄からの情報
- ②現地調査、ヒアリング、反対の専門家の意見収集など
- ③プラーヌクスツェレ自体が主体的に異なった情報を要求できる
- ④グループ内の自由な討議により、異なった意見が戦わされる

などで情報の偏りが是正される。

3については、第4版の序言でディーネル自身、管轄官庁その他実施者の代理の参加は必要ではないと、見解を新たにしてている。

4では今日、いったん作成された報告書素案が参加者全員にフィードバックされ、その提言項目毎に参加者に賛否を問い、最終的に印刷された形で「市民提言」として公開されている。

以上が、原典に見られるディーネルの反論で

<sup>13</sup> ディーネルは、原典の235ページからドイツ（旧西ドイツ）の18歳から68歳の住民が10年に一度プラーヌクスツェレに参加したとして、そのコストは1年に58億6千万マルクと試算している。当時のレートでも約6000億円ほどだろう。

ある。しかし、進行役の存在は不可欠であり、その中立性の維持についても今後厳しく検討されねばならない。これまで、事実上多くのケースでは、この実施機関はディーネルの主宰するヴパタール大学の研究所やディーネルの弟子が関わる機関であったため、その中立性はある程度保障されてきたであろうが、今後の拡大を考えるとこの点の厳格化は不可避である。それと何よりも、徹底した情報公開が必要不可欠になる。ディーネル自身がいうように、すべての情報はその出所があるのであり、人間は「完全中立」という立場には立ち得ないのであるから。

### (5) 専門性の欠如

今日の社会問題は高度に専門化している。その必然として、専門的知識が要求されているが、素人である一般市民の集まりであるプラウンスクスツェレに、問題解決の力はあるのか。そう考えるのはあまりにも楽天的すぎるのでないか、その結果、結局のところ、市民に無力感、諦めを与えるのではないか、などといった危惧がある。しかし、例えば、道路建設について工学的知識、自然環境への影響に対する専門的知識など一般市民の知識では通常分らないことは多い。また今、行政評価の導入などが言われているが、交通量の変化などは量的に捉えられるかもしれない。確かに、道路拡張をすれば交通渋滞は改善される。だが、自然環境は確実に破壊され、道路近くの住民は、交通量の増加に迷惑することになる。こうした事の是非といった質の評価、全体の福利はどのようにして測れるのか。今日、正統性が問われているのはこうした質評価の決定方法についてである。そして、代表制民主主義として議員、首長に期待されているのも、前記のような専門的知識ではなく、代表者として「人々の幸せ」という一般的な尺度に立っての決定である。プラウンスクスツェレの意図するものは、こうした「民主主義の本義」に立つ政治決定システムのイノベーションであるといえる。

### おわりに

プラウンスクスツェレに関する邦文の文献も少しずつではあるが出ている。その大半<sup>14)</sup>は、私がドイツ在住の頃、プラウンスクスツェレと出会い、紹介したことがきっかけで世に出たものである。今回、プラウンスクスツェレについて論じるのは、その「発見者」として、原典に則し、一度その概略を論じる責任からである。その翻訳をドイツ在住時代より薦められているが、私の怠慢のため未だ実現できずにいる。本稿は、その「弁解」の一部ともいえる。

さて、これまで論じてきたごとく、プラウンスクスツェレは高度専門化に伴う官僚主義の進展や大衆民主主義の弱点を克服しようとして考案されたものである。確かに、専門的進行役の影響や事前の情報収集に偏向性が入り得ないのかなど検討すべき課題は多い。しかし、全体の利益・公共性がいかに形成されるかという点を単に理念的にはではなく、一つのモデルとして提示した功績は大きい。

今後、さまざまな分野で実施された事例を考察しなければならぬし、又、政治思想史上の意義も検討しなければならないだろう。これらは、今後論及する予定である。

<sup>14)</sup> 参考文献8～15を参照

### 参考文献

1. Die Planungszelle Eine Alternative zur Establishment-Demokratie: Peter C. Dienel, 1997.6
2. Strukturwandel der Öffentlichkeit: Jürgen Habermas, Suhrkamp Taschenbuch, 1990
3. Politische Beteiligung und Bürgerengagement in Deutschland: Klein/Schmalz-Bruns(Hrsg.), Bundeszentrale für politische Bildung, 1997 Bonn
4. Bürgergutachten ÜSTRA: Stiftung MITA-RBEIT, 1996 Bonn
5. "Das gute Volksempfinden" in dem Spiegel

Nr.20 1995

6. Die Diffusion des Modells Planungszelle ins Baskenland :Hans Harms, Werkstatt-PapiereNr.54 1997.7.Forschungsstelle Bürgerbeteiligung&Planungsverfahren Universität Gesamthochschule Wuppertal
7. 「西ドイツにおける都市計画教育と住民参加」大村謙次郎「都市計画」1983年6月号
8. 「ドイツにおける新たな市民参加の手法をめぐる議論について (一)」：山内健生, 地方自治第74号第6号P111~121, 1998年6月号
9. 「海外(ドイツ・英国)における政策掲載家庭への市民参加：日本経済新聞社・日経産業消費研究所調査・編集, 神奈川県自治総合研究センター1998年3月
10. 「第5章プラーヌクスツェレ」行政革新 1998年7月 日本経済新聞社・日経産業消費研究所
11. 「先進地欧州は今一行動する住民たち」1998年5月22日 北海道新聞
12. 「ドイツの新しい市民参加の方法ープラーヌクスツェレ」：篠藤明德, 「青年」1996年5,6,7月号
13. 「欧米地方自治事情 下」日本経済新聞 1997年9月2日
14. 「行政改革海外報告(下)」：市川嘉一, 「日経地域情報」, 97年9月号
15. 「ドイツ都市行政の革新(下)」：市川嘉一, 「地方財務」98年2月号